

学校法人 村川学園

寄付 ご協力をお願い

学生へのご支援をお考えの皆様へ



学校法人村川学園では、業界を牽引する人材を育成するため、教育改革を推進し、研究活動の促進とその環境の更なる整備・充実を図ることを目的として皆様からの寄付金のご支援をお願いしております。

本学園では、ご支援いただいた寄付金を有効に活用させていただき、教育成果である有能な人材の輩出、社会に役立つ成果を通して、広く社会に還元し、貢献してまいりたいと考えます。

皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

募集対象

個人及び法人

ご寄付をお願いしたい金額

個人の方からの募集	1口 3,000 円 1口以上
企業・各種団体からの募集	1口 10,000 円 1口以上



【寄付のお問合せ先】 学校法人 村川学園 法人本部 寄付金担当

TEL:0725-41-4330 WEB:<https://murakawa-gakuen.com/donation/>



寄付金により、教育環境の安定的な充実を図り、以下の3つの推進を目的として活用させていただきます。



①奨学金 海外研修奨学金、留学生/再進学等の支援



②教育環境整備費

建設予定：レストラン実習施設、スタジアム建設費



③SDG s 推進事業費 地産地消・地域貢献事業活動

寄付金の免税措置について

学校法人村川学園が設置する学校等に対するご寄付については、大阪府より「特定公益増進法人」であることの証明書の交付を受けています。ご寄付いただいた金額は、次のとおり税法上の優遇措置を受けることができます。

(1)個人の場合

個人の方から本学（特定公益増進法人）へのご寄付については、所得税法上の優遇措置を受けることができます。寄付金の控除を受けるには、以下の書類を所轄税務署に提出し、確定申告を行う必要があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

手続きに必要な書類

- 1 寄付金領収書（寄付金受領書）
- 2 特定公益増進法人であることの証明書（写）
- 3 当該年度の給与所得の源泉徴収票（給与所得者の場合）

※上記 1、2 については、本学より送付いたします。送付をご希望の方は、本学園寄付金担当までお問合せください。

(2)法人の場合

法人の皆様から本学へのご寄付は、受配者指定寄付金制度を利用することにより、寄付金全額が寄付金の受領日の事業年度の損金に算入できます。

受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団という」を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金金額を当該事業年度の損金に算入できます。事業団との手続きや書類のやりとりは、すべて本学が行いますのでご安心ください。

寄付者の顕彰

ご芳名の公表

ご寄付を賜りました方々のお名前を芳名録に記して本学ウェブサイトに掲載し、末永く本学の歴史に留めます。

※公表・掲載を希望されない方は、お申し付けください。

その他

- （個人）1 口（3000 円）：学園特製返礼品 2 口（6000 円）：学生レストランへのご招待(ペア)、学園特製返礼品
3 口以上（9000 円以上）：プロ現場出身の講師から学ぶ料理講習会へのご招待、学園特製返礼品
（法人）3 口（30000 円）以上：就職情報冊子へのご掲載※掲載枠により金額が異なります。

 大阪調理製菓専門学校

大阪府泉大津市東豊中町3-1-15

 専修学校認可／指定調理師養成施設
東京山手調理師専門学校

東京都世田谷区深沢8-19-19

 大阪調理製菓専門学校
ecole UMEDA

大阪市北区曽根崎新地1-1-4

 大阪府知事許可／厚生労働大臣指定
大阪健康ほいく専門学校

大阪府泉大津市東豊中町3-1-15

 専修学校認可／指定調理師・製菓衛生師養成施設
山手調理製菓専門学校

東京都渋谷区円山町28-5

 幼保連携型
すこやか認定こども園

大阪府泉大津市東豊中町3-1-15